

公益財団法人日本建築衛生管理教育センター定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人日本建築衛生管理教育センターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、建築物の環境衛生管理に関する教育及び普及活動を通じて、建築物における衛生的環境の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下「建築物衛生法」という。）

第7条第1項第1号に規定する講習会の実施

(2) 建築物衛生法第8条第3項に規定する建築物環境衛生管理技術者試験の実施に関する事務

(3) 建築物の環境衛生管理に関する教育及び研修

(4) 建築物の環境衛生管理に関する調査及び研究

(5) 建築物の環境衛生管理に関する検査及び室内環境測定機器の較正

(6) 講習会に必要な教科書その他刊行物の発行

(7) 建築物の環境衛生管理に関する普及及び啓発

(8) その他、この法人の目的を達成するに必要な事業

2 前項の事業は、本邦において行うものとする。ただし、前項第4号の事業については、海外においても行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第2章 資産及び会計

(財産の種別)

第6条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第7条 この法人の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が別に定め、理事会の議決を得なければならない。

(基本財産の維持及び処分)

第8条 基本財産についてこの法人は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意を持って管理しなければならない。

- 2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合は、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を経たうえで、臨時の評議員会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(暫定予算)

第10条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、理事長は、理事会の承認を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ暫定予算を定め、これを執行することができる。

- 2 前項の規定により定めた暫定予算を執行した場合は、新たに成立した予算の収入支

出とみなす。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

(長期借入金)

第12条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、評議員会において、総評議員の3分の2以上の決議を経なければならない。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(定数)

第13条 この法人に、評議員11名以上15名以内を置く。

(選任及び解任)

第14条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ その評議員及びその配偶者又は三親等内の親族
- ロ その評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ その評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、その評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニまでに掲げる者の三親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益社団法人又は公益財団法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

4 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁へ届けるものとする。

(権 限)

第 1 5 条 評議員は、評議員会を構成し、第 1 8 条第 2 項に規定する事項の議決に参画するほか、法令の定めるその他の権限を行使する。

(任 期)

第 1 6 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第 1 3 条に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまで、なお、評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第 1 7 条 評議員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。その額は、毎年総額 1 0 0 万円を超えないものとする。

2 評議員には費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬等の支給に関する規程による。

第 2 節 評議員会

(構成及び権限)

第 1 8 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員、理事及び監事の選任及び解任
- (2) 役員及び評議員の報酬等の支給に関する規程
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 定款の変更
- (5) 各事業年度の事業計画及び予算の承認
- (6) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (7) 長期借入金

(8) 公益認定の取消し等に伴う贈与及び残余財産の帰属

(9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止

(10) 前各号に定めるもののほか、法令又はこの定款に定められた事項

3 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第21条第1項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第19条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

2 定時評議員会は、年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、年1回は毎事業年度開始前に開催するものとし、その他必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招 集)

第20条 評議員会は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 前項にかかわらず、評議員は理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第21条 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議 長)

第22条 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(定足数)

第23条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第24条 評議員会の議事は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の議事は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 第1項前段の場合において、議長は、評議員として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第25条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第26条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項の評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第27条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印しなければならない。

第4章 役員等及び理事会

第1節 役員等

(種類及び定数)

第28条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 12名以上16名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち、1名を会長、1名を理事長とする。

3 前項の会長及び理事長の両名をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の代表理事とする。

(役員を選任等)

第29条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長及び理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者として法令で定める者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第30条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

2 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

3 理事長は、この法人を代表し、その事業の遂行を掌理し、会長に事故があるとき又は欠けたときその職務を代行する。

4 代表理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状

況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第31条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、又は各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 理事会に出席し、意見を述べること。
- (4) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第32条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した理事及び監事の補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事及び監事は、第28条第1項に定めた役員の定数が欠けた場合には、辞任又は任期の満了後においても、新たに選任された者が就任するまで、なお、役員としての権利義務を有する。

(解任)

第33条 理事及び監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

第34条 役員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関して必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬等の支給に関する規程による。

(責任の免除又は限定)

第35条 この法人は、役員の一般法人法第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問)

第36条 この法人に、顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会によって選任する。
- 3 顧問は、この法人の業務運営に関し理事長の諮問に応じて、意見を述べるものとする。
- 4 顧問には、その職務執行の対価として報酬の支給及び費用を弁償することができる。
- 5 顧問に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める顧問設置規程による。

第2節 理事会

(構成及び権限)

第37条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

- 2 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
 - (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 代表理事の選定及び解職
- 3 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができる。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) その他法令で定められた事項

(種類及び開催)

第38条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、事業年度毎に2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき

(3) 一般法人法第101条第2項の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき

(4) 第2号又は第3号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事又は監事が招集したとき

(招 集)

第39条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第4号により理事又は監事が招集する場合を除く。

2 理事長は、前条第3項第2号又は第3号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第40条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第41条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第42条 理事会の議事は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第43条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第44条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して、理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第30条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第45条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに記名押印しなければならない。

第5章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第14条についても適用する。

(合併等)

第47条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議により、他の一般法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第48条 この法人は、一般法人法第202条に規定する事由及びその他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第49条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は同法第5条17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が、解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第5条17号に掲げる法人に寄附するものとする。

第6章 事務局及び公告の方法

(事務局の設置等)

第51条 この法人の事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 職員は、理事長が任免する。ただし、事務局長の選任及び解任は、理事長が理事会の

承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定め理事会の議決を得る。

(備付け帳簿及び書類)

第52条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事及び評議員の名簿
- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 役員等の報酬規程
- (7) 事業計画書及び収支予算書
- (8) 事業報告書及び計算書類等
- (9) 監査報告書
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

(公 告)

第53条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第7章 補 則

(委 任)

第54条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条

第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

- 3 この法人の最初の代表理事は高木丈太郎及び篠崎英夫とする。

- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

池田耕一	鴻 義久	金子 誠	川口惟敏	河村守康	後藤庄司
佐藤博之	田崎一幸	多田羅浩三	辻正太郎	中野信博	原田長治
藤井修二	南 敬介	渡辺 哲			

- 5 変更の施行日は、平成30年6月27日とする。